

令和6年度第7回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金)午前9時31分から午前9時57分

2. 開催場所 府中市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 10人

1番 秋山 剛	2番 坂永年弘	3番 野津田はるみ
4番 田中智文	5番 小森山 仁司	7番 木戸安江
8番 末宗龍司	9番 古城竹吉	10番 竹内茂樹
11番 小寺 旭		

推1番 居神友久	推2番 上岡稔弘	推3番 上門三義
推4番 濱保敬志	推5番 向田定男	推7番 大野 宏
推8番 平迫 豊	推10番 加納 巧	推11番 神田純治
推12番 檜崎 登		

4. 欠席委員 6番 瀬尾 毅

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第18号 農地法第4条の規定による届出について

報告第19号 農地法第5条の規定による届出について

第5 その他

(1) 11月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局長】 定刻になりましたので、これより令和6年度第7回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】 (会長挨拶)

本日の欠席委員は6番 瀬尾委員です。定数に達しておりますので、令和6年度第7回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりで。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、1番 秋山委員、4番 田中委員を指名します。よろしくお祈いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお祈いします。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第27号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお祈いします。番号1を神田委員お祈いします。

【推11番 神田委員】 10月17日に檜崎委員と現地確認を行いました。場所は、ザグザグ中須店の正面にある農地になります。譲渡人は県外へ居住しており耕作管理が困難であるため譲渡されるとのことです。譲受人は農地が自宅近隣となり、譲り受けて経営面積の拡大をされるとのことです。特に問題はないと思われます。

【議長】 ただ今の事務局の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第27号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第27号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】 続いて、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第28号説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお祈いします。番号1を檜崎委員お祈いします。

【推12番 檜崎委員】 10月17日に神田委員と現地確認を行いました。譲渡人は長年耕作をしておらず、農業後継者もないことから農地の維持管理に苦慮していたところ、譲受人より太陽光発電設備の用地として利用したいとの話がありお祈いすることになったとのことです。水路もあり排水や周辺の状況は問題ないと思われますのでご審議のほどよろしくお祈いいたします。

【議長】ただ今の事務局の補足説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 28 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 28 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第 29 号 非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 29 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明ですが、井上委員が欠席のため事務局より番号 2 を説明します。

【事務局（上藤）】原稿を読み上げます。10 月 17 日に竹内委員、事務局、行政書士、申請人の親族の 5 名で現地確認を行いました。場所は、府中上下線で河佐町見田地区になります。申請人は高齢で他県に転出されており維持管理が困難な状況です。また、現在管理をしながら周辺に居住している親族も高齢で維持管理が今後困難とのことで農地利用は考えておらず、やむを得ないと思われます。以上です。

追加の補足説明を行います。こちらの申請は、空き家バンクの関係で農地も共に所有権移転する案件です。新しく譲り受けられる方が他市に居住しており、購入後も府中市に居住されることはないとのことでした。農地については、元々生えている果樹でできたものを収穫する程度で新しく何かを植えるという意向はないとのことでした。また、農地の管理については出来ても月に 2 回とのことだったため、常時従事要件や全部効率利用要件が満たされず、継続して利用することが出来ないことから非農地証明での申請としました。以上です。

【議長】続いて、番号 1 を濱保委員お願いします。

【推 4 番 濱保委員】10 月 16 日に末宗委員、田中委員、事務局の 4 名で現地確認を行いました。場所は、県道矢多田阿字線を国道 432 号との交差点から阿字側に約 2.5 km 進んだ県道沿いです。元々は水田と畑だったそうですが、所有者が遠方に転居されたこともあり、30 年以上放置され雑木やススキなどの雑草に覆われており、農地へ復旧する事は困難でありやむを得ないと思われます。宜しくお願い致します。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 29 号は提案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 29 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、日程第 4 報告事項に入ります。報告第 18 号 農地法第 4 条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第 18 号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第 19 号 農地法第 5 条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第 19 号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第 5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、11月25日（月）午前9時30分から、会場は上下支所 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は11月25日（月）午前9時30分から、会場は上下支所 2階 会議室と決めさせていただきます。これもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人